令和5年3月　特例措置の協議，手続きの流れ【契約課契約の場合】

工程／作業項目	工事発注部署	受注者	契約課
【ステップ1】 通知文の送付	契約書第62条協議が可能な旨を通知 ※公文書（市長名）で通知【様式1】		
【ステップ2】 建設工事請負契約書 第62条協議 ※ 業務委託は以下のとおり読替えて下さい。 土木設計業務等委託契約書 → 第53条 建築設計業務委託契約書 → 第57条 工事監理業務委託契約書 → 第49条 測量業務等委託契約書 → 第55条 業務委託契約書（その1） → 第51条 業務委託契約書（その2） → 第47条	契約書第62条による協議【様式2】 （協議を希望する場合） 契約書第62条協議しない旨の回答 （協議を希望しない場合）【様式2】 受注者が いずれか選択 **契約書第62条の協議** 協議の回答（変更額の提示） ※公文書（市長名）で通知【様式3】		
【ステップ3】 変更施行伺作成	変更施行伺作成・提出		
【ステップ4】 変更見積書の提出		変更見積書提出の連絡 変更見積書の提出	
【ステップ5】 見積合わせ結果入力			見積り結果を 契約事務システム へ入力処理
【ステップ6】 変更契約締結		変更契約書締結 契約変更の状況確認報告書の交付【様式4】	
【ステップ7】 工事完成時　確認報告書提出	工事完成後（検査願届時） 契約変更の状況確認報告書の提出【様式4】		工事の場合のみ ※設計業務委託の場合は不要

令和5年3月　特例措置の協議，手続きの流れ【工事担当課契約の場合】

工程／作業項目	工事発注部署	受注者	契約課
【ステップ1】 通知文の送付	契約書第62条協議が可能な旨を通知 ※公文書（市長名）で通知【様式1】		
【ステップ2】 建設工事請負契約書 第62条協議 ※ 業務委託は以下のとおり読替えて下さい。 土木設計業務等委託契約書 → 第53条 建築設計業務委託契約書 → 第57条 工事監理業務委託契約書 → 第49条 測量業務等委託契約書 → 第55条 業務委託契約書（その1） → 第51条 業務委託契約書（その2） → 第47条	契約書第62条による協議【様式2】 （協議を希望する場合） 契約書第62条協議しない旨の回答 （協議を希望しない場合）【様式2】 受注者が いずれか選択 **契約書第62条の協議** 協議の回答（変更額の提示） ※公文書（市長名）で通知【様式3】		
【ステップ3】 変更施行伺作成	変更施行伺作成		
【ステップ4】 変更見積書の提出	変更見積書提出の連絡 変更見積書の提出		
【ステップ5】 見積合わせ結果入力	見積り結果を 契約事務システム		
【ステップ6】 変更契約締結	変更契約書締結 契約変更の状況確認報告書の交付【様式4】		
【ステップ7】 工事完成時　確認報告書提出	工事完成後（検査願届時） 契約変更の状況確認報告書の提出【様式4】	工事の場合のみ ※設計業務委託の場合は不要	